

# ○ 美幌・津別広域事務組合火災警報規則

〔昭和46年12月1日〕  
規則第11号

改正 平成 3年 4月 1日 規則第15号

(目的)

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項の規定に基づく火災警報（以下「警報」という。）発令及び解除について、必要なことを定めることを目的とする。

(警報の発令及び解除)

第2条 警報は、次の各号の一つに該当する場合に、該当しなくなった場合に解除する。ただし、降雨、降雪その他これに類する気象の状況により、警報を発令しないことがある。

- (1) 実効湿度が60パーセント以下にあつて、最低湿度が40パーセント、平均風速7メートル以上のとき。
- (2) 平均風速10メートル以上の風が、1時間以上持続して吹く見込みのとき。

(警報の信号)

第3条 警報の発令及び解除の信号は、消防署、その他消防長の指定する場所において行うものとする。

(委任)

第4条 この規則の施行について必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年規則第15号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。